

令和5年度「学校支援ボランティア推進事業」実施要領

1 趣 旨

学校（園）を支援する地域の人材や支援組織（団体等）の協力を得て、地域学校協働活動の一環として標記事業を実施し、日々の教育活動の充実を図るとともに、ボランティア活動による学校と地域社会の連携・協働を推進し、子どもの成長を支える環境を整備することを通して地域の教育力向上及び、活性化に資する。

- 2 実施対象 大崎市内幼稚園及び小・中学校・義務教育学校
(幼稚園5園・小学校18校・中学校10校・義務教育学校1校)

3 支援体制

地域学校協働本部の設置されている地域においては、本部事業の一環として実施する。それ以外の園・小中学校・義務教育学校においては、それぞれ培ってきた体制や公民館・支援組織（地区振興協議会、地域づくり委員会、子ども会育成会、学校評議員会）・コーディネーター・各ボランティア等との関係等を尊重し、それを継続する方向で取り組む。独自の支援組織の中での活動が効果的な場合、それを推進する。

4 支援内容

(1) 学習支援

① 直接指導型（ゲストティーチャータイプ）

ものづくり指導、伝統芸能指導、地域の歴史学習指導、理科の自然学習指導、英会話指導、茶道・華道・書道指導、農作物や植物栽培指導、パソコン指導、昔遊びの指導、本の読み聞かせ、部活動指導、等

② 指導補助型（学習アシスタントタイプ）

校外学習引率補助、体育（器械体操・水泳等）指導補助、家庭科実習補助、学校行事運営補助、放課後補充学習補助、等

(2) 環境支援

① 学習環境整備型（環境サポータータイプ）

登下校の安全指導、学校図書的环境整備、実習田・畑の維持管理、花壇の草取り、窓拭き、等

② 施設維持管理型（施設メンテナータイプ）

学校施設の補修、植木の剪定、飼育小屋作り、行事用の道具作成、等

5 留意点

- (1) 学校（園）にとって地域教育力の活用は、教育活動の充実のみならず、子どもたちに地域のよさを実感させたり、所属感を高めたりすることにつながり、次世代を担う人材育成の点で大きな意義を持つ。また、支援者にとってボランティア活動は、自身の「生きがいづくり」や「生涯学習の実践」であるとともに、学校（園）への理解を促がす一助となる。各学校（園）においては、学校支援が直接・間接に教育活動の充実発展に寄与するとともに、地域の教育力向上や活性化につながるものであることを踏まえ、永く継続的な活動となるよう、双方向性のある推進環境の醸成に努める。

- (2) 感染症予防については、(大崎市教育委員会の指示・伝達を基に)現状を鑑み、安心安全な活動ができるように配慮して支援をお願いします。

6 保 険

無償ボランティアを対象とし、活動が円滑に支障なく推進できるように、ボランティアの災害補償制度（学校支援ボランティア保険）を適用する。

なお、事故が発生した際には、生涯学習課に連絡するとともに、事故報告書を提出する。また、指定期日にボランティアの活用実績を生涯学習課に報告（別紙）する。